

## 6. 商品売買

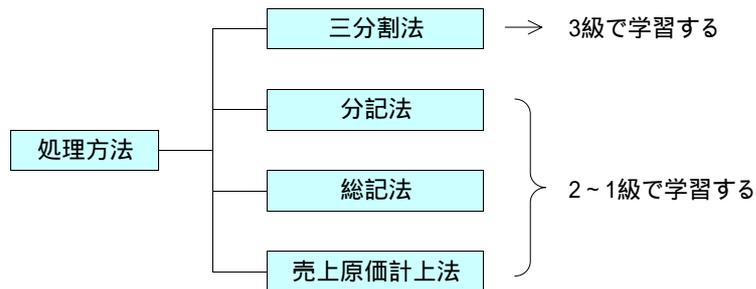
### 6-1・概要

企業は、商品売買を継続的にすることにより利益を獲得する。従って商品売買に関する記帳は、簿記学習において非常に重要な役割を持っている。

商品売買という場合の『商品』には、その業種によって様々なものが考えられる。そこで商品とは「企業が販売目的のために所有する財産」と位置付けることができ、会計上はそれを「棚卸資産」という。

業 種	商品(棚卸資産)の種類
不動産業	マンション・一戸建
宝石業	指輪・イヤリング
鮮魚業	生魚
物品販売業	食料品・文房具
製造業	自社生産の製品

商業簿記では、どのような商品の販売についても具体的な処理方法は同じであり、不動産でもコップ1つでも同じ会計処理をする。また、会計処理にはいくつかの方法があり、一般的に三分割法(三分法)という会計処理が行なわれる。

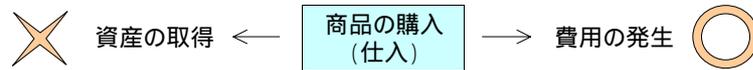


三分割法以外の処理方法は、3級に際しては特に必要のない知識である。

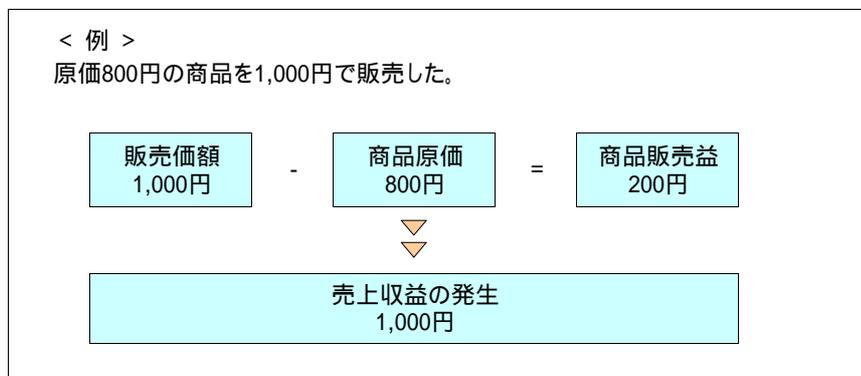
## 6-2・三分割法の会計処理方法

会計上、商品を「棚卸資産」と述べたが、商品販売を三分割法で処理する場合は、商品を資産(財産)とは考えない。つまり商品の購入(仕入)は、商品を販売(売上)する前段階で費用が発生したものである。

商品とは「販売目的のために所有する財産」と位置付けることができ、会計上はそれを「棚卸資産」という。



また、三分割法では、商品の販売を、原価いくらのもを、いくらで販売し、その差額を利益として計上するという考え方はしない。すなわち、商品が販売されたときにその売上額全体を収益と考えるのである。



実務上、商品の個々の原価は簡単に判明しないケースが多い。例えば、一戸建ての不動産や高価な宝石であればその原価は判明するが、数多くの商品を扱うスーパーなどでは個々の商品の原価を販売するたびに一つ一つ把握することは不可能に近い。そこで、収益の総額だけを原価を無視して計上する。これが三分割法である。

< 例 >

次の取引を仕訳せよ。

1. 仕入先A社より原価10,000円の商品を掛で仕入れた。
2. 上記商品のうち2,000円は、品質不良であるため翌日A社へ返品することし、代金は掛と相殺することとした。
3. 仕入先A社から仕入れた商品原価3,000円に相当する商品を得意先B社に5,000円で販売し、代金は後日受取ることとした。

< 解答 >

1. ( 仕 入 )	10,000	( 買 掛 金 )	10,000
2. ( 買 掛 金 )	2,000	( 仕 入 )	2,000
3. ( 売 掛 金 )	5,000	( 売 上 )	5,000

< 解説 >

商品売買を三分割法で処理する場合には、その全てを仕入勘定、売上勘定で処理すればよい。また、「仕入」・「売上」に関する返品や値引が発生した場合には、勘定科目を貸借逆に用いて相殺仕訳を行う。

仕入勘定		売上勘定	
1.買掛金10,000	2.買掛金2,000		3.売掛金5,000

< 研究 >

今まで学習してきた商品売買の処理方法を「分記法」という。これは、仕入れた商品を資産(財産)と考え、仕入時には資産の増加、販売時には所有する資産の一部減少して販売価額との差額が利益(収益)になる考え方である。上記<例>の分記法による仕訳を参考までに紹介する。

1. ( 商 品 )	10,000	( 買 掛 金 )	10,000
-資産勘定プラス-			
2. ( 買 掛 金 )	2,000	( 商 品 )	2,000
		-資産勘定マイナス-	
3. ( 売 掛 金 )	5,000	( 商 品 )	3,000
		-資産勘定マイナス-	
		( 商 品 販 売 益 )	2,000
		-収益勘定マイナス-	

この考え方によると商品勘定は常に資産(財産)勘定として位置付けられることになり、その残高は現時点における財産の保有高を示すこととなる。

商品勘定	
1.買掛金10,000	2.買掛金2,000
	3.売掛金3,000
	} 残高5,000

### 6-3・引取運賃

実際、商品の仕入れに際し様々な費用の発生が考えられる。その代表的なものとして、仕入商品に係る引取運賃がある。これは、商品の売買に伴い、売主より買主に商品を運搬する場合に係る運賃のことである。簿記上、この引取運賃に該当するものは「支払運賃」として処理せず、仕入れた商品の原価に算入することとなる。

商品の原価は仕入れた金額であるが、これは「販売できる状態までに要した金額」を意味する。従って、引取運賃も仕入れた商品の取得価額の一部を構成するものとして扱い、仕入勘定に含めることとなる。

< 例 >

商品10,000円を掛により仕入れたが、それに伴い運送会社に500円の運賃を別途現金で支払った。

< 解答 >

( 仕 入 )	10,500	( 買 掛 金 )	10,000
		( 現 金 )	500

### 棚卸資産原価の公式

重要公式

商品原価

=

購入代価

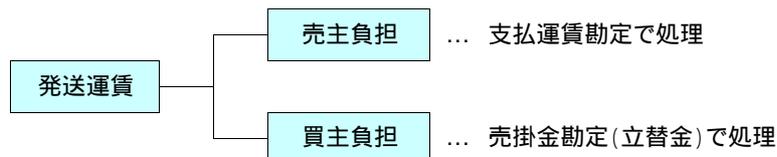
+

附随費用

### 6-4・発送費

売主が商品の発送に際し、その運賃を支払をしたとき、これを負担するのが売主によるか、買主によるかで会計処理が異なる。

< 売主側の処理 >



< 例 >

次の取引を仕訳せよ。

1. A商店は商店30,000円を掛により販売した。また、商品発送に際して運賃2,000円を現金で支払った。A商店では発送運賃を全て負担している。
2. B商店は商品20,000円をC商店へ掛で販売した。発送に際して運賃1,000円を現金で支払った。これはC商店が負担することとなっている。

< 解答 >

1. ( 売 掛 金 )	30,000	( 売 上 )	30,000
( 支 払 運 賃 )	2,000	( 現 金 )	2,000
2. B 商店			
( 売 掛 金 )	21,000	( 売 上 )	20,000
- 売 主 -		( 現 金 )	1,000
C 商店			
( 仕 入 )	21,000	( 買 掛 金 )	21,000
- 買 主 -			

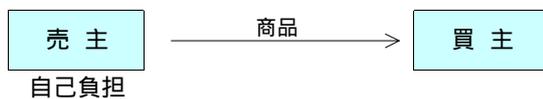
< 解説 >

2.の支払運賃1,000円を売主が借方(売掛金)20,000円と(立替金)1,000円の2つの科目により処理することも考えられる。ただこの方法によってもC商店からの回収は売掛金・立替金を同時に回収されるため、(売掛金)21,000円と一括して処理したほうがいい。

2. B 商店			
( 売 掛 金 )	20,000	( 売 上 )	20,000
( 立 替 金 )	1,000	( 現 金 )	1,000

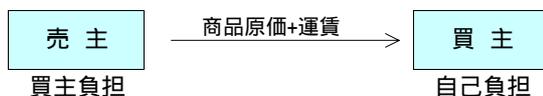
まとめ

(1) 売主が自己負担した場合



(支払運賃勘定)

(2) 買主が自己負担した場合



(売掛金勘定へ加算)

(仕入勘定へ加算)